

公用車(日産セレナ)売却仕様書

1 売却車両仕様

別紙「車両詳細仕様書」のとおり

2 引渡場所

三木市立別所町公民館（三木市別所町西這田 1-10）

3 引渡期限 令和8年9月11日（金）

車両、譲渡証、リサイクル券（預託証明書）及び車の鍵は、契約金額納入後に引渡します。具体的な引渡日時は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から正午又は午後1時から午後4時までの間で、買受者と三木市で調整の上決定します。

4 リサイクル料金

自動車リサイクル法に基づくリサイクル料金13,720円については預託済みです。リサイクル料金については、本契約金に含むものとしますが、入札金額には含まないでください。

5 契約金額等の支払

三木市（都市整備部交通政策課）が作成した納入書により契約金額を契約日から10日以内（土・日曜日及び祝日を除く）にお支払ください。なお、納入通知書領収書の写しを三木市担当者へ提出してください。

6 自動車取得税等

この契約に伴い発生する諸税（取得税等）については、買受者の責任・負担において適切に処理してください。

7 自動車検査証の登録抹消又は登録識別情報等通知書の所有者の変更

買受者は、車両引渡し前に、自動車検査証の「三木市」の登録を抹消又は登録識別情報等通知書の「三木市」を変更して、登録識別情報等通知書の写しを三木市担当者に提出してください。

抹消の登録等に係る諸経費は、買受者が負担するものとします。

8 引渡事項

- (1) 車両は現状有姿での引渡しとなります。車両の状態については現車下見会でご確認ください。現車下見会に参加しなくても入札はできますが、その場合は車両の状態について承諾したものとみなします。車両の状態について疑義がある場合は、必ず現車下見会の際に確認してください。入札後の異議不服申し立ては一切認めません。
(下見会開催日：令和8年7月21日(火) 及び7月22日(水)の午後1時から午後3時まで。)
- (2) 三木市は売却車両について契約不適合責任を負いません。また、引渡し後に隠れた瑕疵を発見しても三木市は一切の責任を負いません。
- (3) 一度引渡した車両はいかなる理由があっても返品及び交換はできません。
- (4) 車両には経年や使用による汚れ、傷、へこみ、色あせ及び錆等があります。
- (5) 引渡し後の車両の運搬は買受者が手配するものとし、運搬費、再登録申請費用等必要とされる費用は、買受者の負担とします。
- (6) 引渡し後の車両の保管は、買受者の責任において行い、路上等に放置しないでください。また、三木市が求めた場合、保管場所の所在地、所有者、管理者等を明らかにする書面を提出してください。
- (7) 買受者は、車両のマイク及びスピーカー等の放送装置を車両引き渡し後10日以内に取り外してください。また、取り外した放送装置は適切に廃棄してください。
- (8) 買受者は、車両の「別所ふれあいバス」の文字を車両引渡し後10日以内に塗りつぶし等により削除してください。文字がシールで貼付けされている車両において、シールを剥がした後に文字が識別できる跡が残った場合は、その跡も塗りつぶし等により削除してください。
- (9) 放送設備の取り外し及び車両の文字等の削除を実施した証明として、車両の前方、左右、後方及び車内放送装置取外し部分の写真を、引き渡し後10日以内に三木市担当者に提出してください。
- (10) 車両引渡し後に受領書を提出してください。

9 その他

この仕様書に定めのない事項に疑義が生じた場合は、別途協議を行うものとします。

10 問合せ先

三木市都市整備部 交通政策課 交通政策係

電話：(0794) 82-2000 (代表) 内線2297